

NPO 法人日本口腔科学会 認定医制度施行細則

第1条 NPO 法人日本口腔科学会認定医制度規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、認定医制度の運用等に係わる事項については、この細則に基づく。

第2条 規則第8条に基づく認定医申請に必要な研修実績の細目は、次の第1～4項とし、認定医申請者はそのすべてを満たすことを要する。

- 1 本学会が主催する学術集会及び教育研修会への出席：1回以上
- 2 口腔医療及び口腔科学に関連する基礎的又は臨床的研究の論文発表：1編以上
- 3 口腔医療及び口腔科学に関連する基礎的又は臨床的研究の口演発表等：1題以上
- 4 次の各号のいずれかに係わる口腔疾患診療実績として20症例以上（うち詳記5例）、又は口腔疾患に関連する基礎的又は臨床的研究論文として5編以上
 - (1) 口腔医療について検査を含めた診断と治療
 - (2) 口腔保健指導及び口腔機能リハビリテーション（口腔ケア、摂食嚥下機能、栄養管理、口腔緩和ケアなどを含む）
 - (3) 口腔医療に関連する全身的疾患に関する病態の把握及び知識と対応
 - (4) 口腔医療に関連する科学的研究分野

第3条 規則第9条第1項第3号に基づく認定医資格取得後の指導医申請に必要な研修実績は、次の各号をすべて満たすことを要する。

- (1) 認定医取得後、口腔医療に関する基礎的、臨床的研究論文：2編以上（そのうち本学会機関誌掲載論文：1編以上）
- (2) 認定医取得後、本学会学術集会又は関連学会主催の学術集会等において、口腔疾患に関連する口演発表等：3題以上（そのうち本学会学術集会：1題以上）
- 2 前項にかかわらず、本学会員であって、日本歯科医学会又は日本医学会分科会の指導医資格を有する者は、その資格をもって研修実績を満たしたものとする。
- 3 前第2項の学会において専門医制度等の定めがない場合、当該学会の評議員又は代議員以上の資格を有する者は、その資格をもって研修実績を満たしたものとする。

第4条 規則第10条に基づく研修施設の申請要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 常勤・非常勤を問わず指導医（本学会評議員又は同等の資格を有する者）が継続的に在籍していること
- (2) 口腔疾患の診断と治療に関する診療行為、又は研究が継続的に行われていること
- (3) 本学会において学術集会参加ならびに研究発表等を積極的に行っていること
- (4) 口腔疾患の診断と治療に必要な医療機器、研究設備を有していること
- (5) 口腔疾患の診断と治療に関する研修、教育等が定期的に行われていること
- (6) 口腔医療、研究、療養、訓練や福祉等に関する図書を有していること
- 2 前第1項にかかわらず、本学会員であって、日本歯科医学会又は日本医学会分科会の指導医、評議員又は同等の資格を有する者が在籍している場合は、それをもって研修施設の要件を満たすものとする。

第5条 認定医申請者は、資格審査料を添えて、次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医申請書（様式-認1）

- (2) 履歴書（様式-認 2）
- (3) 会員歴証明書（様式-認 3）
- (4) 指導医（本学会評議員）による研修証明書。ただし、申請者が指導医（本学会評議員）不在の研修施設に在籍している場合は、近隣の指導医（本学会評議員）による研修証明書でも差し支えない。（様式-認 4）
- (5) 本学会又は関連学会が主催する学術集会及び研修会等の参加記録（様式-認 5）
- (6) 口腔疾患に関する症例の診断又は治療実績報告書、又は口腔医療に関連する科学的研究論文（様式-認 6）
- (7) 業績目録（様式-認 7）
- (8) 日本国歯科医師、又は日本国医師の免許の写し。

第 6 条 指導医申請者は、資格審査料を添えて、次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 指導医申請書（様式-指 1）
- (2) 履歴書（様式-指 2）
- (3) 会員歴（含む評議員歴）証明書（様式-指 3）
- (4) 業績目録（様式-指 4）
- (5) 「口腔科学認定医」の認定証（写し）

第 7 条 研修施設の認定を申請する際、当該施設の代表者は、資格審査料を添えて、次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 研修施設申請書（様式-施 1）
- (2) 指導医、又は評議員あるいは同等の有資格者の在籍証明書（様式-施 2）
- (3) 申請前 1 年間における症例一覧報告書（様式-施 3）
- (4) 申請前 1 年間における学会活動報告書（様式-施 4）
- (5) 当該施設に関する報告書（様式-施 5）
- (6) 申請前 1 年間における研修実績報告書（様式-施 6）

第 8 条 規則第 14 条に基づく認定医、指導医及び研修施設の登録申請は、認定登録料を添えて、次の各号に該当する申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医登録申請書（様式-登 1）
- (2) 指導医登録申請書（様式-登 2）
- (3) 研修施設登録申請書（様式-登 3）

第 9 条 認定医の資格更新に際しては、5 年の認定期間内に次の (1) 及び (2) を必ず含み、(3) あるいは (4) の研修実績を要する。

- (1) 本学会が主催する学術集会（総会、地方部会）及び教育研修会等への参加：各 4 回以上（総会は 1 回以上含む）
- (2) 日本歯科医学会又は日本医学会の分科会が主催する学術集会等への参加：2 回以上
- (3) 口腔疾患治療に関する論文発表又は学会発表等：1 編又は 1 回以上
- (4) 口腔医療に関する症例の診療経験：5 症例以上

第 10 条 指導医の資格更新は、本学会認定医の更新をもって認定される

第 11 条 認定医の資格更新を申請する者は、更新審査料を添えて、次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医資格更新申請書（様式－認更 1）
- (2) 学術集会、研修会等の参加記録（様式－認更 2）
- (3) 業績目録（様式－認更 3）

第 12 条 研修施設の資格更新に際し、施設代表者は、更新審査料を添えて、5 年の認定期間内に次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 研修施設更新申請書（様式-施更 1）
- (2) 指導医在籍証明書（様式-施更 2）
- (3) 指導実績報告書（様式-施更 3）

第 13 条 規則第 20 条に基づき資格更新の認定を受けた者は、次の各号の該当する登録申請書を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医更新登録申請書（様式-登 4）
- (2) 指導医更新登録申請書（様式-登 5）
- (3) 研修施設更新登録申請書（様式-登 6）

第 14 条 本細則に定める各種審査料ならびに登録料は次のとおりとする。

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 各種資格申請審査料 | 10,000 円 |
| (認定医、指導医同時申請時) | 10,000 円) |
| (2) 各種登録料 | 20,000 円 |
| (認定医、指導医同時登録時) | 20,000 円) |
| (3) 各種更新審査料 | 10,000 円 |
| 各種更新登録料 | 10,000 円 |

第 15 条 各種資格の申請書類は、2 年間有効とする。

第 16 条 この細則の変更は、認定委員会の議を経て、理事会の承認を要する。

付 則

この細則は平成 28 年 4 月 17 日より施行する。

この細則は平成 29 年 4 月 28 日より改定施行する。

この細則は平成 30 年 5 月 12 日より改定施行する。